

# 消防力強化(水平連携)の取りまとめ(案)

平成30年1月19日

平成29年度第5回消防力強化のための勉強会

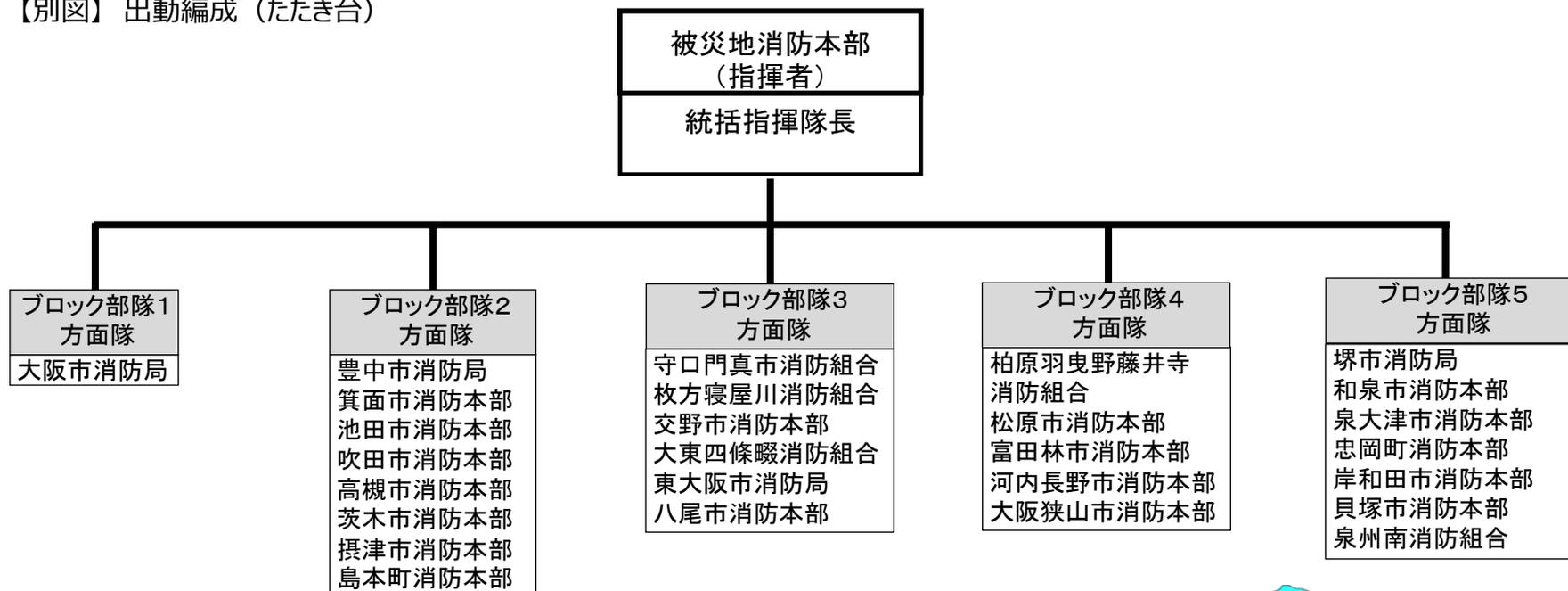


# 水平連携項目の検討状況まとめ

取組項目(案)・概要	29年度勉強会での到達点
<p><b>1 特殊救助災害に対する新たな部隊の創設</b> (概要) ○特殊救助災害への対応力を強化するため、知事の「指示」による迅速出場を可能とした機動救助部隊を創設（現行の相互応援協定の仕組みに追加）</p>	<p>* 千葉県等の先行事例等を研究するとともに、府内消防長へのヒアリング等も行い、府内で実施する場合の体制や運用等について検討</p> <p>※2019ワールドカップ、2020東京オリンピックでは国主導のもと消防対策協議会を設置(H29.11)し、大会開催に備えた警戒・予防体制を検討中</p>
<p><b>2 119番通報同時通訳サービスの共同導入</b> (概要) ○外国人による119番通報に的確に対応していくため、府域全体で通訳サービスを共同で導入</p>	<p>* 府内消防本部での外国語対応の状況等を把握 * 共同導入方法を検討（契約主体・手法、分担金の負担方法等）</p> <p>※導入経費は、平成29年度から市町村へ交付税措置実施済</p>
<p><b>3 特殊車両等の共同購入、共同運用</b> (概要) ○はしご車等、出動頻度の高い車両は、共同して整備することにより、車両の購入費・維持管理費を効率化</p>	<p>* はしご車共同運用の先行事例等の分析 * 各消防本部のはしご車等の更新時期、配置箇所等の確認、共同購入・共同利用の意向の有無等を集約予定</p>
<p><b>4 指令業務の共同運用の推進</b> (概要) ○指令を共同化することで、迅速な活動を推進</p>	<p>* 千葉共同指令センターの事例等を調査し、共同化による効果を検証中 * 府内本部の指令台の更新予定時期、財政上の課題、共同運用に対する考え等を把握 * 指令の共同化が進むよう、整備費への支援スキーム等の国への提案を検討</p>
<p><b>5 消防本部間の人事交流の推進</b> (概要) ○現場レベルでの人事交流を推進し、現場職員の連携を醸成</p>	<p>* 府内消防本部の人事交流の現状や課題を把握 * 府が各本部の人事交流の意向等を取りまとめ、マッチングする方法等を検討</p>
<p><b>6 消防車両の機関員(運転・操作員)養成</b> (概要) ○若年層職員の機関員養成(運転技術)を効率的かつ効果的に一括して機関員を養成する環境を整備し、緊急車両の安全運行を推進</p>	<p>* 府内消防本部における機関員養成の現状や課題を把握 * 運転コースの確保方法や講習実施方法等を検討中</p>
<p><b>7 派遣型指導要員によるOJTの実施</b> (概要) ○派遣型指導要員を消防学校に配置し、現場での実施指導等を行う</p>	<p>* 府内消防本部における予防等の専門人材確保の現状や課題を把握 * 派遣型指導要員の配置方法等を検討</p>
<p><b>8 緊急消防援助隊の後方支援活動の強化</b> (概要) ○大規模災害時に円滑な消防活動をするため、緊急消防援助隊大阪府大隊出動時に、府職員が帯同し、隊員の輸送手段の確保、現地での活動支援等を実施</p>	<p>* 災害時の府職員の行動規範を定めた「大阪府災害等応急対策実施要領」に、緊援隊出動時における府職員の派遣を位置付けることを検討中 * 実際の派遣手順や、現地での役割等について検討中 * 府職員派遣時の当座の活動資金を確保するため、小口支払基金保有限度額を拡大</p>

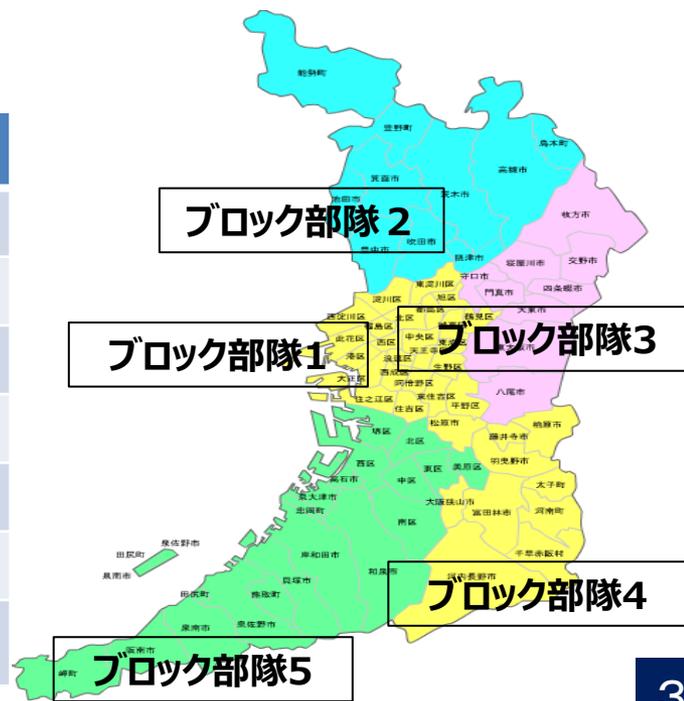


【別図】 出動編成 (たたき台)



【別表1 関係】 部隊編成例

	ブロック1	ブロック2	ブロック3	ブロック4	ブロック5
指揮隊	1隊 (3人)	1隊 (3人)	1隊 (3人)	1隊 (3人)	1隊 (3人)
救助隊	3隊 (15人)	3隊 (15人)	3隊 (15人)	3隊 (15人)	3隊 (15人)
消火隊	3隊 (15人)	3隊 (15人)	3隊 (15人)	3隊 (15人)	3隊 (15人)
救急隊	3隊 (9人)	3隊 (9人)	3隊 (9人)	3隊 (9人)	3隊 (9人)
特殊車両	15隊 (42人)				2隊 (8人)
消防ヘリ	2機 (10人)				
合計	25隊 (84人) 2機 (10人)	10隊(42人)	10隊(42人)	10隊(42人)	12隊 (50人)



## 2 119番通報同時通訳サービスの共同導入【救急】

\* 訪日外国人が増加する中、日本語を話せない外国人による119番通報に的確に対応していくことが必要。

\* 小～中規模本部では、外国人の入電件数は多くなく、単独本部での導入は困難であることから、府域全体で通訳サービスを共同で導入

### 【事業内容】

○119番通報の同時通訳サービスの府内本部で費用を分担し、府内共同導入を図る。

※国は、都道府県単位で、複数の消防本部が共同で導入することを推奨（国目標：2020年に全国で100%の導入を目指す）

※平成29年度より導入に関する経費について市町村へ地方交付税措置（平成29年1月25日消防庁消防・救急課長通知）

（参考）

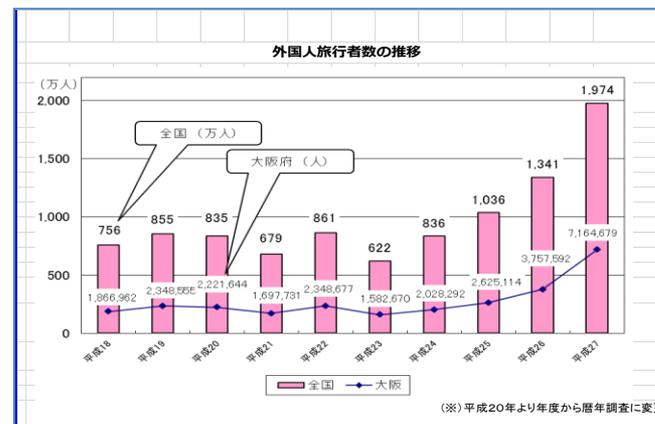
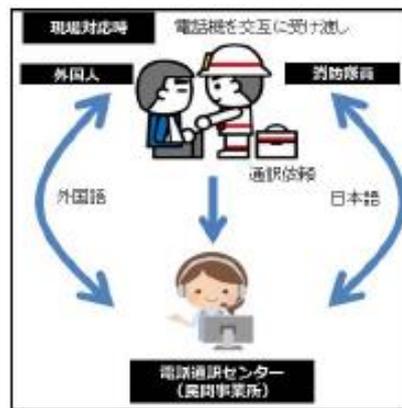
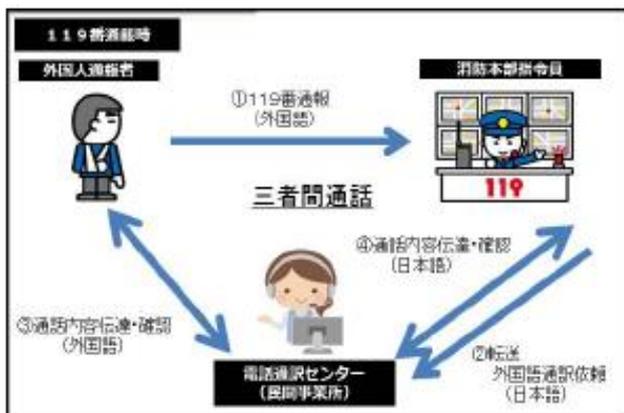
・全国での導入率（306/1690市町村；18%） 2016年度

・府内での導入率（8/43市町村；19%） 2017年6月現在 ※消防本部数では6/27本部、指令センター数では4/24指令センター

### 【取組の効果】

○小規模本部も含め、府内全域で24時間365日、多言語による外国人対応が可能となる。

○府内共同導入により、スケールメリットによるコストダウンが見込まれる。



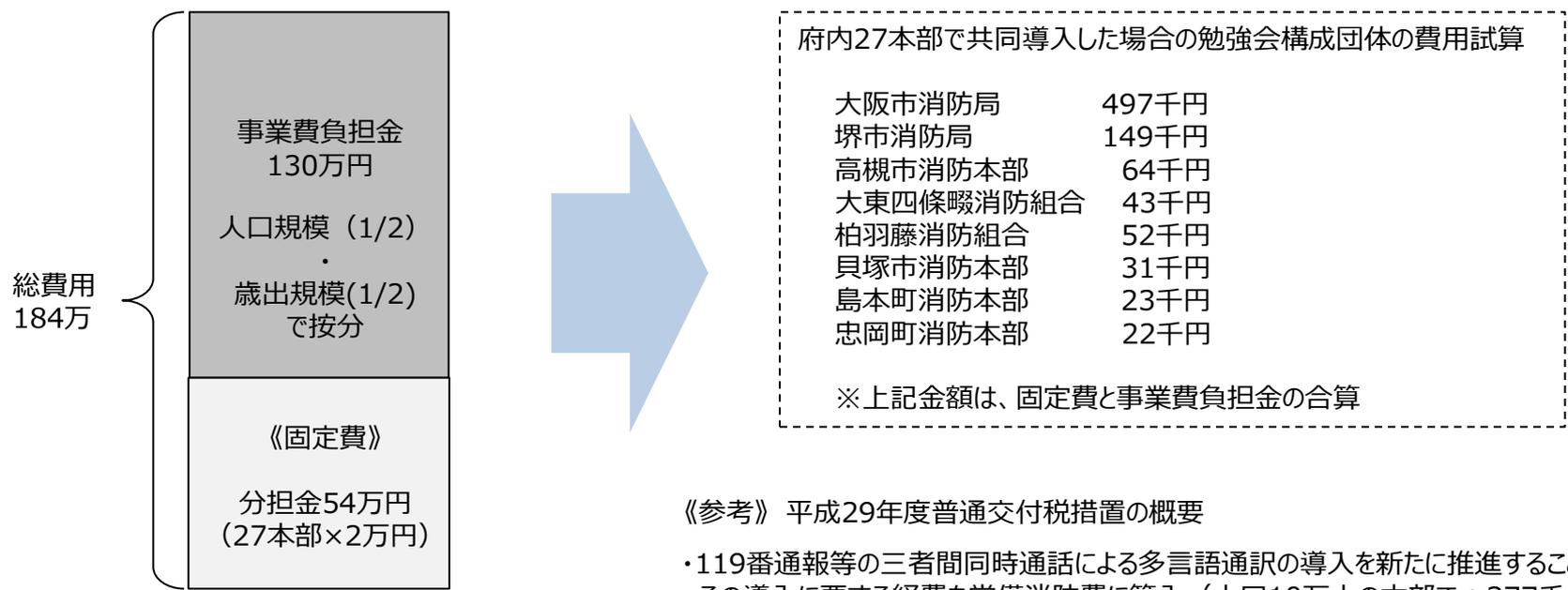
119番通報、現場の両方で訪日外国人をサポート

訪日外国人数の推移

(参考) 費用負担の試算例

項目	業務委託内容の例
名称	119番通報等に係る多言語電話通訳業務
期間	4月1日～翌年3月31日
対象	府域全域 300件程度（大阪市域の1.5倍と仮定）
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間365日対応で、外国人の119番通報に対し、消防の指令センター又は災害現場との間に多言語電話通訳業務を実施</li> <li>・英語、中国語、韓国(朝鮮)語、スペイン語及びポルトガル語（フランス語、ドイツ語は別途相談）</li> <li>・専用回線1回線以上、同時に2通話以上可能な体制とする</li> </ul>
委託費	184万円／年（同時通訳サービス事業者による概算見積額） ※実際には入札等が行われるため、あくまで一事業者による概算であることに留意

\* 費用分担を、固定費（1本部2万円）+事業費負担金（人口規模割1/2+歳出規模割1/2）とした場合の試算  
 \* 負担の考え方はこれ以外にも想定しうるが、ここでは一例として試算したものである



## (参考) 府内消防本部における外国人からの119番通報への対応状況

【調査時期】 平成29年6月

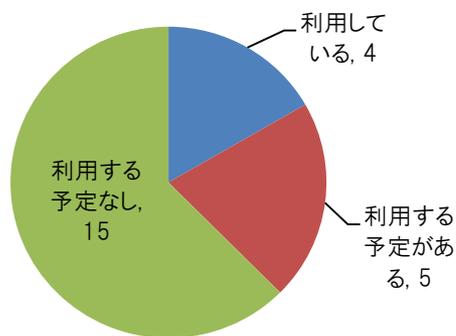
【調査対象】 府内各消防本部及び指令共同センター(計24団体)

【調査結果】

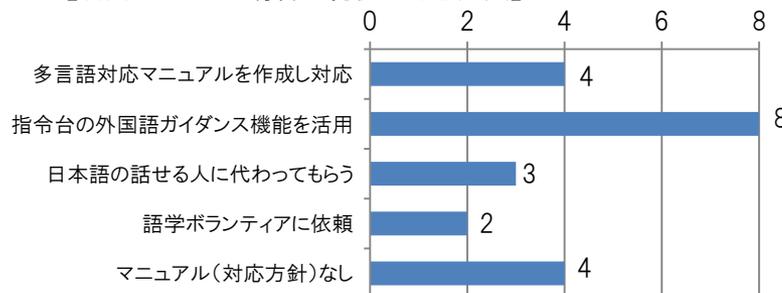
### 指令センターへの外国語による119番通報回数(平成28年中)

集計している団体	3団体	年間入電回数	10回未満	3団体
集計していない団体	21団体	年間入電回数 (概数)	0回	7団体
			1回~10回	6団体
			100回以上	1団体
			分からない	7団体

### 指令センターでの同時通訳サービスの利用状況

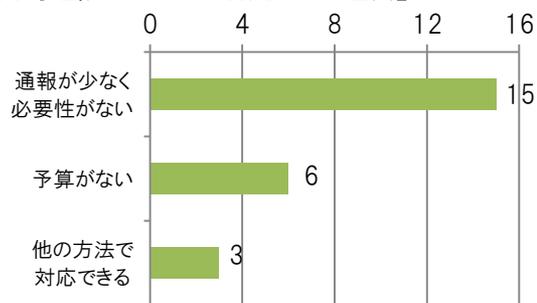


#### 【利用していない場合の現状の対応方法】



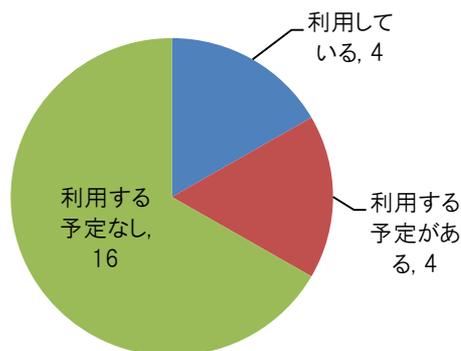
※複数回答あり

#### 【同時通訳サービスを利用しない理由】

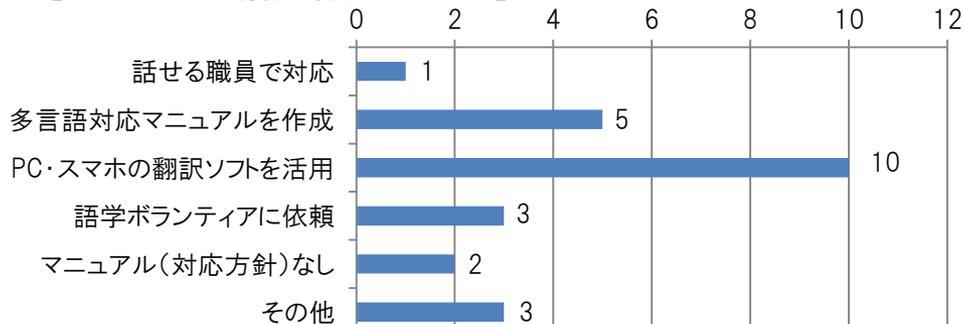


※複数回答あり

### 救急現場での同時通訳サービスの利用状況



#### 【利用していない場合の現状の対応方法】



※「その他」の内容・・・救急搬送シート(翻やくん)、ペンツール(翻訳機)

※複数回答あり

消防消第8号  
平成29年1月25日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁消防・救急課長  
(公印省略)

電話通訳センターを介した三者間同時通訳による多言語対応の  
推進について

今後、2019年ラグビーワールドカップ及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、訪日外国人数が更に増加することが予想され、外国人からの119番通報への対応は急務となっています。

つきましては、下記事項に留意のうえ、119番通報時等における多言語対応の推進を図っていただきますようお願いします。

また、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。)に対してもこの旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 事業の内容

外国人からの119番通報時及び外国人のいる救急現場での活動時等において、電話通訳センターを介して、主要な言語において、365日24時間、迅速かつ的確に対応するため、各都道府県ごとに都道府県内の消防本部による共同契約を行うことや、既に都道府県等が契約している電話通訳センターを利用することなどにより、119番通報時等における多言語対応の推進を図る。

2 地方財政措置

上記1のとおり119番通報時等における多言語対応の推進を図るための契約に要する経費については、平成29年度から市町村に対し地方交付税措置を講じることとしています。

消防庁消防・救急課  
担 当：吉村、伊藤、山田  
T E L：03-5253-7522  
e-mail：[keibou@ml.soumu.go.jp](mailto:keibou@ml.soumu.go.jp)

### 3 特殊車両等の共同購入、共同運用【資機材】

\* 行政の投資余力が減少する中、はしご車や特殊災害車両等、出勤頻度の高くない車両は、一定の圏域内で共同して整備し、圏域内の事案に対し出動する体制とすることによって、車両の購入費・維持管理費を効率化

\* また複数の消防本部で共同整備することで、より高度な車両の配置が可能になり、複雑化・多様化する災害への対応能力の向上にも期待

#### 【事業内容】

- はしご車等の高額な特殊車両について、複数の消防本部で共同購入又は共同運用
- 各消防本部のはしご車等の更新時期、配置箇所等の確認、共同購入・共同利用の意向の有無等を集約予定  
⇒はしご車の共同運用を検討する消防本部への情報提供を予定（マッチング）

#### 【取組の効果】

- 高額な特殊車両については、その一方で、出勤頻度が少ないため、費用対効果の課題あり
- 府内もしくはブロック内の近隣市町村で共同運用が可能であれば、効率的
- さらに、ポンプ車等も府内で統一的な仕様があれば、経費が削減可能

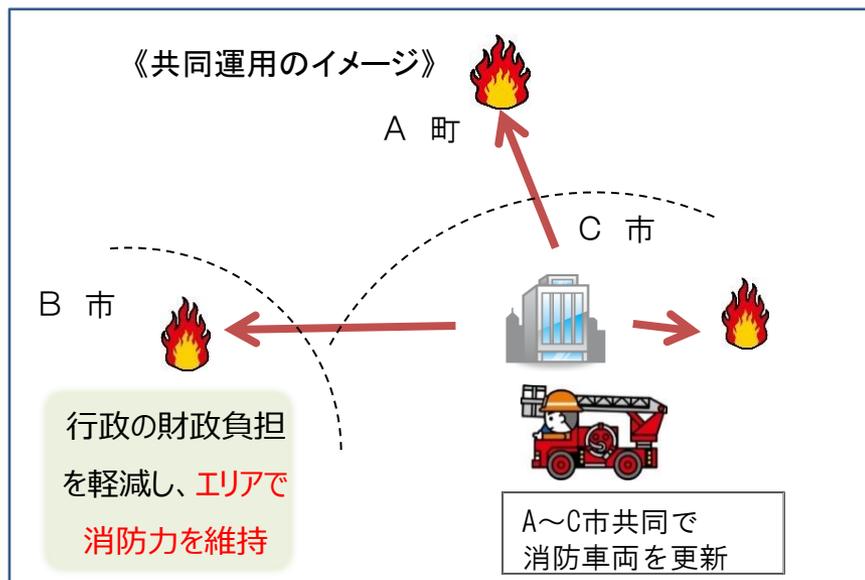


救助工作車

共同整備・運用



はしご車



(1) 国庫補助金、

① 緊急消防援助隊設備整備費補助金：

補助対象は緊急消防援助隊が使用するポンプ車、救助工作車、救急車、救助消防ヘリコプター、その他特殊な車両や資機材(補助率は1/2)

ア 地方債を充当しない場合

補助率 1/2	一般財源 1/2
---------	----------

イ 一般補助施設整備等事業債を充当する場合

補助率 1/2	一般補助施設整備等事業債 90%	一般財源 10%
---------	------------------	----------

(2) 地方債

① 施設整備事業(一般財源化分)：

平成17年、18年に「消防防災設備整備費補助金」から「一般財源化」された常備消防施設等の整備事業費を対象。ポンプ車、はしご車、化学車等も対象。廃止前の対象経費の額に旧補助率(基本1/3)を乗じた額まで充当可能。

(交付税算入率70%) なお、充当されない残り2/3については、一般財源の他、一般単独事業(一般事業)債等を充当可能

施設整備事業 (一般財源化分) ※1 (交付税算入率 70%)	嵩上げ→	一般財源 ※2
---------------------------------------	------	---------

② 防災対策事業：

地方単独事業として行う防災基盤整備事業等を対象。消防防災施設整備事業や消防広域化及び消防の連携・協力関連事業が対象。通常は75%の充当のうち交付税算入率は30%だが、広域消防運営計画等に基づき機能強化を図る消防用車両等の整備や連携・協力実施計画に基づき必要となる消防用車両等の整備については、90%充当のうち交付税算入率50%となる。【次頁参照】

○ 通常

防災対策事業債 75%	一般財源
(交付税算入率 30%)	25%

○ デジタル化関連事業等及び津波浸水区域移転事業

防災対策事業債 90%	一般財源
(交付税算入率 50%)	10%

※連携・協力による車両共同整備はデジタル化関連事業等に分類される

③ 緊急防災・減災事業：

平成32年度まで、緊急に即効性のある防災・減災のための地方単独事業を対象。100%充当で、交付税算入率は70%。緊急消防援助隊に係る車両整備又は広域化に係る車両整備は対象。

緊急防災・減災事業債 100%
(交付税算入率 70%)

④ 一般事業・一般補助施設整備等事業：

消防庁舎は75%、消防・防災施設(消防車両を含む)は90%の充当。交付税算入はなし

《市町村の消防の連携・協力に関する基本指針》 平成29年4月1日付け消防消第59号消防庁長官通知「消防の連携・協力の推進について」

(ウ)消防庁の役割

消防の連携・協力を行う地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、次の財政措置を講じる。

- ・ 連携・協力を行う市町村が、連携・協力実施計画に基づき実施する高機能消防指令センターの整備・改修について緊急防災・減災事業債の対象とする。

緊急防災・減災事業債 100%
(交付税算入率 70%)

- ・ 連携・協力を行う市町村が、連携・協力実施計画に基づき実施する消防用車両等の整備について防災対策事業債の対象とする。

防災対策事業債 75%	一般財源
(交付税算入率 30%)	25%

《平成29年度地方債についての質疑応答集(抜粋)》 平成29年4月3日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡

【防災対策事業債(緊急防災・減災事業債にも該当する事業に係る取扱いは共通)】

Q11-3 「消防広域化及び消防の連携・協力関連事業」は、具体的にどのような事業が対象か

A11-3

- 運用要綱(ウ)の「消防の連携・協力関連事業」について、連携・協力実施計画に基づき実施するものについては、連携・協力の実施前に着手するものについても対象。運用要綱(ウ)dのうち高機能消防指令センターについては連携・協力実施計画に位置付けた後、10年度以内に完了する事業、消防用車両等については5年度以内に完了する事業が対象となる。
- 消防用車両等の共同整備とは、複数の消防本部の管轄区域を出動範囲とする車両を共同で整備することであり、複数の車両を同時に共同で整備した後に、各車両については各々の消防本部が所有し、当該車両の出動範囲が個別の消防本部の管轄区域内にとどまる場合は対象とならない。複数の消防本部のうち一つの消防本部が車両を購入、所有し、他の消防本部は負担金を支出する場合等、共同整備された車両を共有しない場合であっても、当該車両の出動範囲が、複数の消防本部の管轄区域にわたるものである場合は、対象となる。

## 4 指令業務の共同運用の推進【資機材】

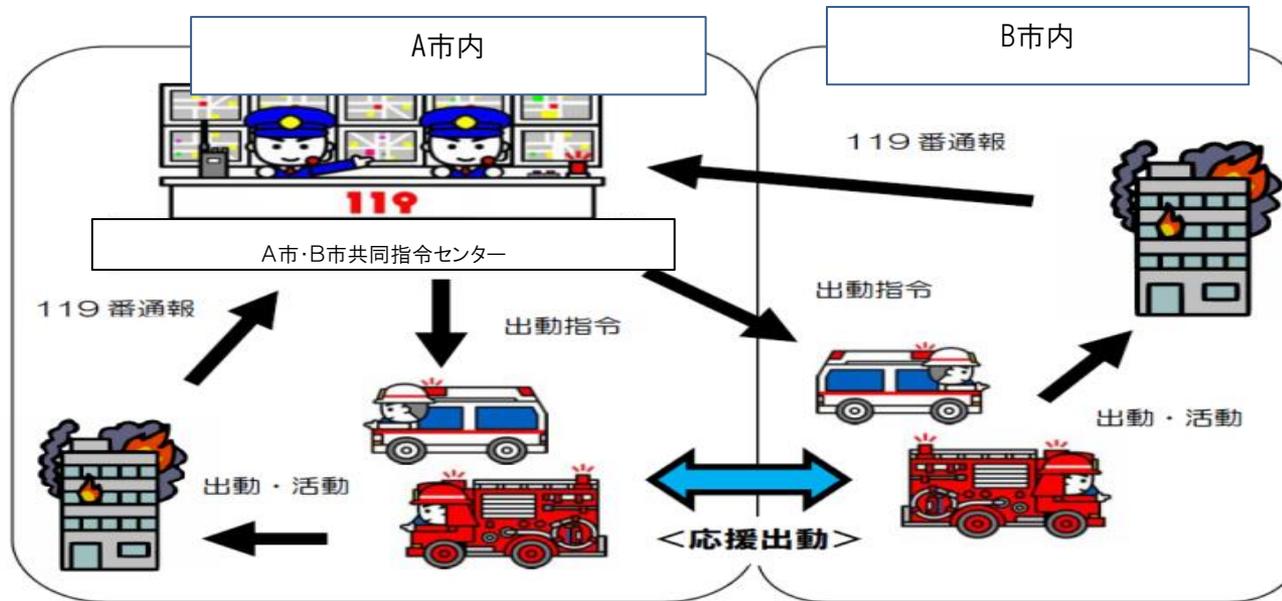
\* 火災や救急・救助活動は、迅速な初動対応が極めて重要。一つの消防本部で対応出来ない事案発生時には、指令を共同化することで、迅速な活動を推進

### 【事業内容】

- 複数の消防本部で119番通報を共同運用（新通信指令センターの整備）

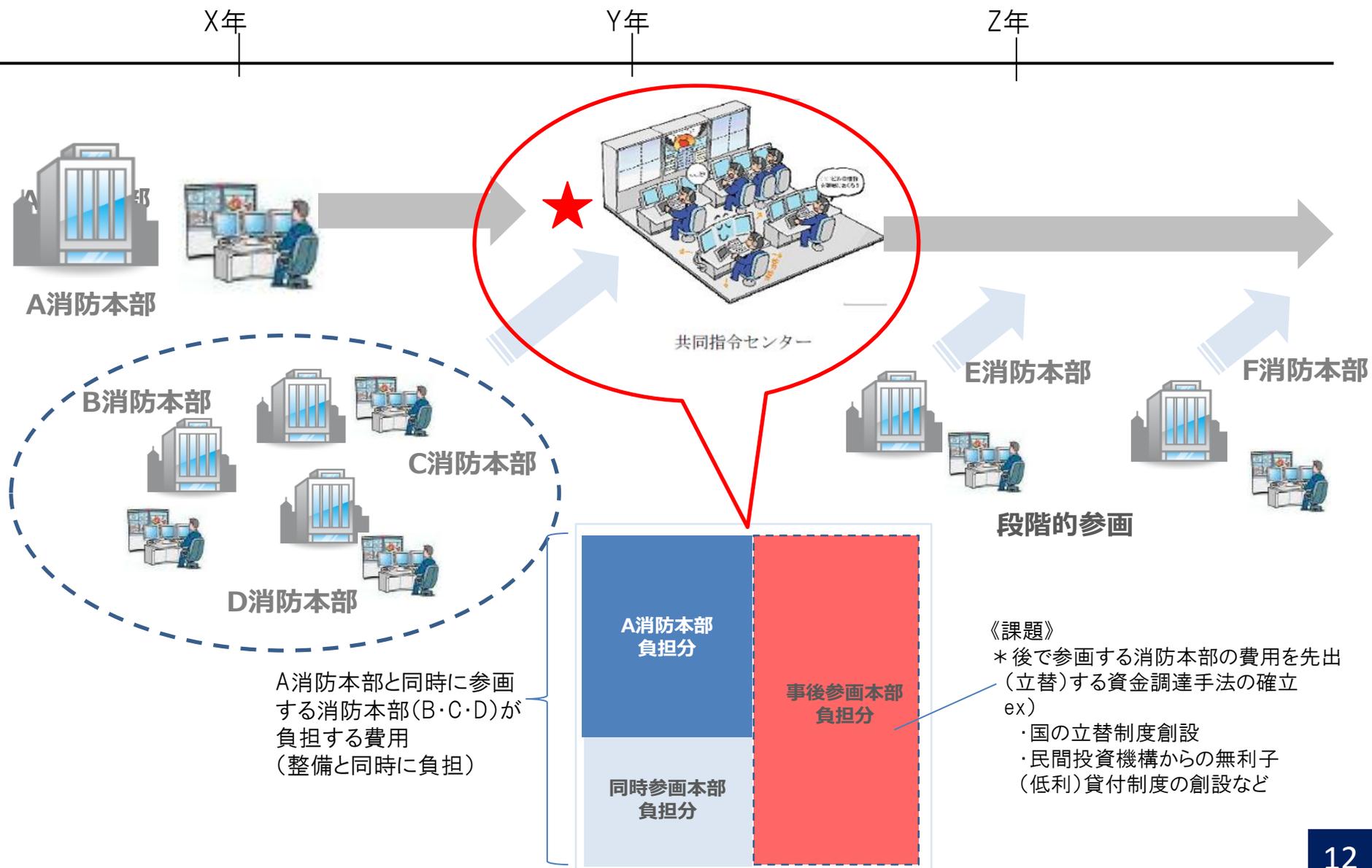
### 【取組の効果】

- 指令の共同化により、迅速な消火・救急・救助活動が可能  
（各消防本部での119番通報を一括管理。当該消防本部への指令と他本部への応援要請が同時に可能）  
⇒消防活動は初動活動が肝要。指令の一本化により応援出動が可能となり被害拡大の防止とより多く人命救助が期待
- 指令の共同運用とスリム化により、現場要員が増強
- 個別で整備する場合に比して、経費節減効果が期待できる



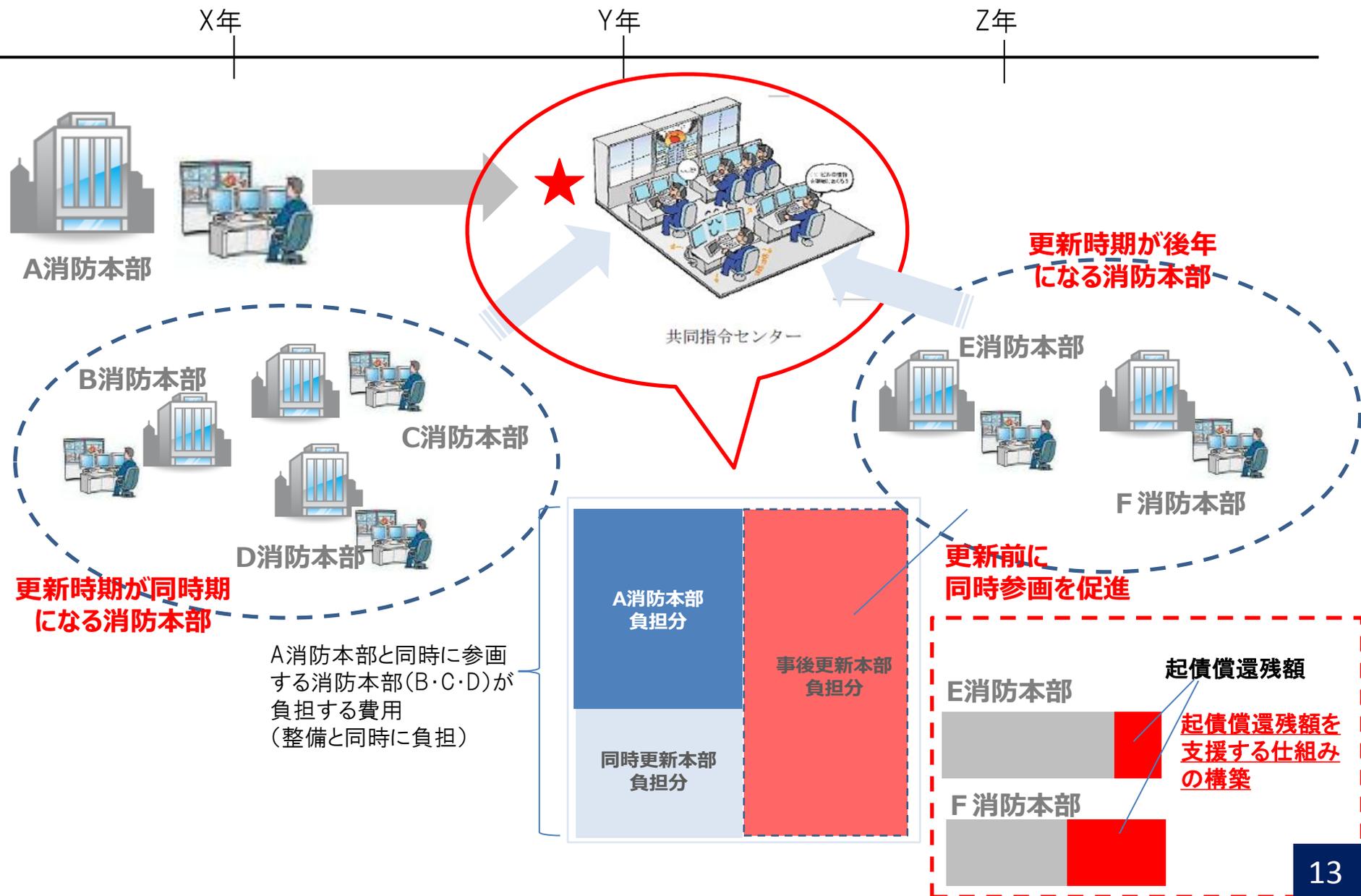
# 共同運用を目指した『段階的参画方式』の検討①（更新時期のズレを調整）

大規模消防本部の指令台更新にあわせ、予め共同の指令情報センターを整備し、  
順次、各本部が更新時期に接続



# 共同運用を目指した『段階的参画方式』の検討②（更新時期のズレを調整）

大規模消防本部の指令台更新にあわせ、共同の指令情報センターを整備し、更新時期が後年になる消防本部も更新を前倒して参画



(参考)消防防災施設整備費補助金基準額(補助額は基準額の1/3以内)

単位(千円)

高機能指令センター 整備費補助	離島型	Ⅱ型(人口10万以上40万未満)	Ⅲ型(人口40万以上)
指令装置等一式	190,764	285,994	622,415
工事費A	12,756	17,913	26,592
消防用高所監視施設B	84,931	84,931	84,931
総計	288,451	388,838	733,938

※離島型:

※Ⅰ型(人口10万人未満)は「補助なし」

※Ⅳ型・Ⅴ型など、大規模な指令台についても期間限定で支援実施などの制度創設も必要に応じ要望



## 5 消防本部間の人事交流の推進【人材育成】

\* 予防の強化や指導者不足など本部として必要なノウハウ、人材は多種多様であることから、府内消防本部の連携を強化するためには、消防本部間の人事交流が必要

### 【事業内容】

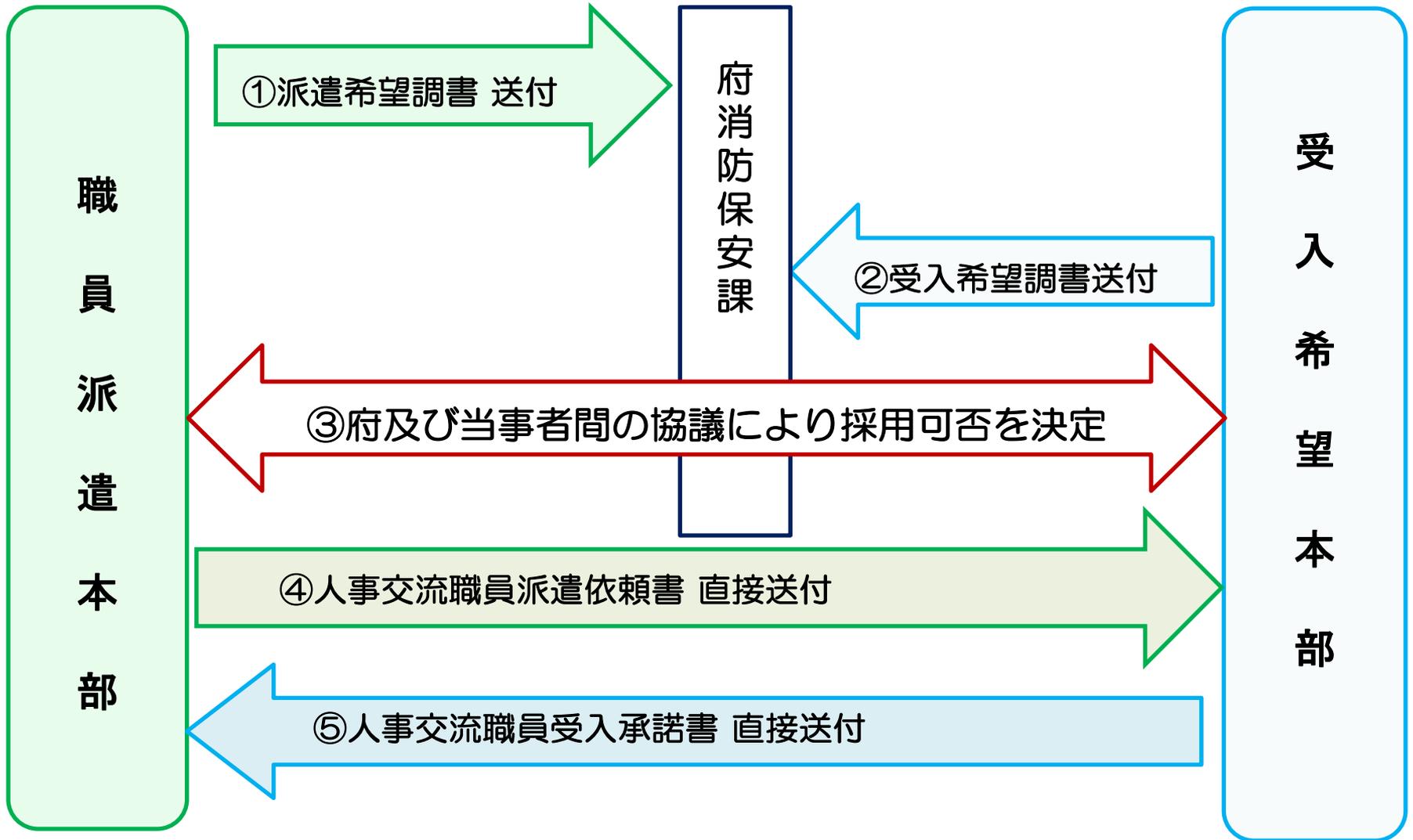
- 消防職員の人事交流をコーディネート
  - ・府が中心となって、府内消防本部の派遣、受入ニーズの把握
  - ・結果をもとに、消防本部間のマッチング調整

### 【取組の効果】

- 多様な現場経験を積むことで若手消防職員の知識・技術の共有が図られ、相互交流による職員相互の連帯感を醸成できる  
⇒緊急消防援助隊大阪府大隊としての大規模災害時等における対応能力UPも期待できる



# 人事交流制度フロー（イメージ）



## 6 消防車両の機関員(運転・操作員)養成【人員・人材】

\* ベテラン機関員の退職により、若年層職員の間機関員養成（運転技術）が課題。  
効率的かつ効果的に一括して機関員を養成する環境を整備し、緊急車両の安全運行を推進

### 【事業内容】

- 指導教育を受けた指導員による専用コース等を用いての運転実技や緊急走行要領等の講習を、府内若しくはブロック単位で一括指導する体制を構築
  - ・ 消防学校における指導員の養成
  - ・ 若年層職員への実地教習（運転技術）の実施

機関員  
養成教習中

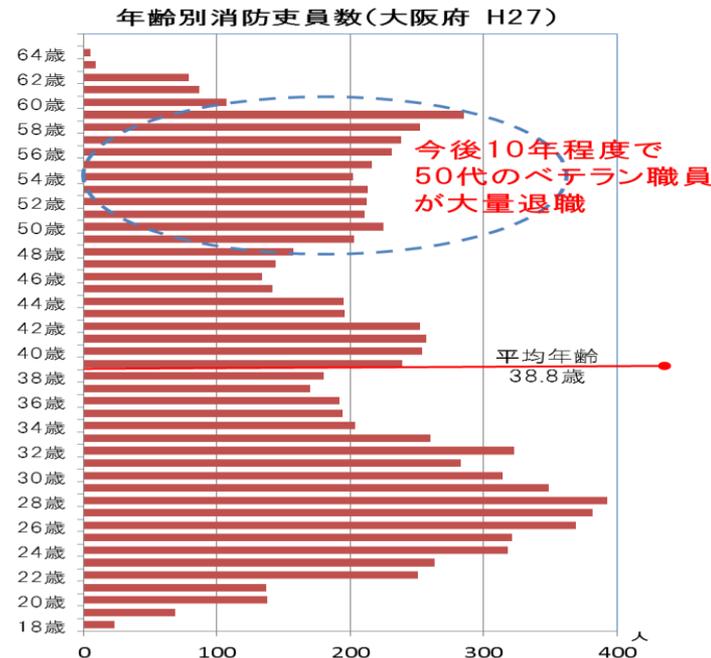
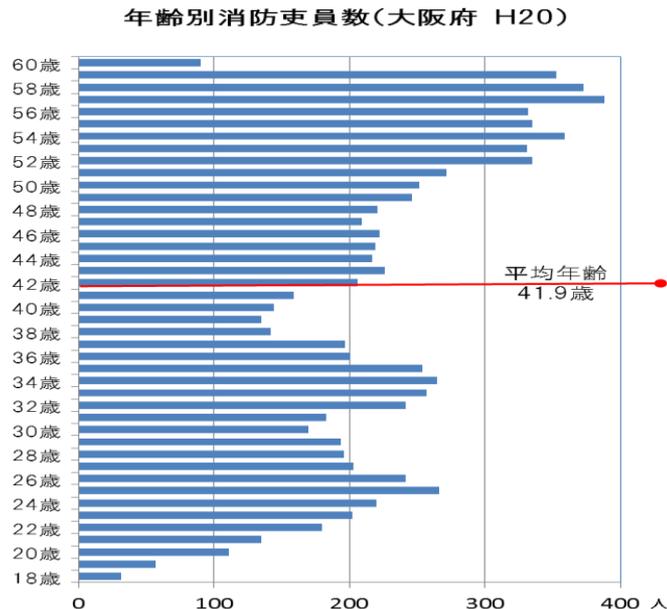


### 【取組の効果】

- 技術の向上を効率的に行う事で、事故等の減少につながる
- 府内消防機関統一で、機関員養成マニュアルを作成し、機関員指導職員を増員する

### (参考) 消防職員の年齢構成の変化

※「消防防災・震災対策現況調査」により作成



(参考) 消防本部での取組み事例 (大阪市消防局の例)

消防本部の事故防止取組事例

	項目	具体的内容等
研修・訓練等 取組状況	安全運転管理者等研修	各所属の安全運転管理者等に対し、年に2回研修を実施。
	職域交通事故防止推進旬間に伴う交通事故防止研修	全国交通安全運動の一環として各所属において交通事故防止研修を実施。 ・安全運転管理者による研修 交通事故防止基準の再徹底を図り、過去の事故事例について認識を深める。 ・過去の事故事例に基づく訓練 乗組員の積極的な連携、誘導要領等について再徹底し、安全運転意識・技術の向上を図る。
	安全運転基本訓練	中型・普通車両に対し、年に1回、市内にある自動車教習所のコースを借用し、運転操作の基本訓練を実施。
	機関員技能研修	機関員に高度な運転技術と専門的な知識を修得させるため、「はりま交通研修センター (兵庫県)」へ委託研修を年に1回実施。
	公用車事故発生後、再発防止教養訓練	事故発生後15日以内に計画し、おおむね1か月の間、公用車事故が発生した所属において、事故発生要因等を検討し、職員一人ひとりの安全運転意識の高揚、同所属の交通事故再発防止対策を実施。
	公用車無事故チャレンジ	通年事業とし、各所属において無事故日数を加算方式で管理し、達成目標日数を掲げ、目標日数を達成すれば表彰する。
	公用車事故ニュース	公用車事故の内容により再発防止の観点から周知徹底が必要と判断する事故について、各所属へ発信し、全職員に周知する。
運転技術訓練コースを用いた訓練	運転技術訓練コースを設け、各所属単位で1年を通していつでも訓練できる体制をとっている。	

運転適性検査

自らの運転特性を認識し、消防車両運行時における注意すべき箇所について、事故防止に取り組むことができるとともに、乗組員全員により機関員の運転特性を共有することで、安全運行の更なる向上を図ることができる。また、安全運転にかかる研修及び教養等における基礎資料として活用することで、効果的効率的に機関員の養成を図ることができる。

当局では、1985年から30年間実施している。

平成28年度

SOMPO リスケアマネジメント株式会社

(179名、4日間に分けて実施)

ペーパー検査 85円/人

パソコン検査 27,000円/日

\*パソコン検査は、マシン2~3台で行い、1台に1名で15~20分間必要となるため、1時間に10名程度しか実施できない。

\*両検査及び操作説明等を含め、検査時間1時間程度を必要とする。

機関員技能研修

機関員に高度な運転技術と専門的な知識を習得させ、事故防止対策を図るとともに、所属において、安全運転管理者の補助者として、職員への事故防止教養及び研修等における指導者としての人材を育成している。

1981年から鈴鹿サーキットランド、1999年からクレフィール湖東、2016年ははりま交通研修センターにおいて実施している。

平成28年度

はりま交通研修センター

(26名、4日間に分けて実施)

23,220円/人

## 7 派遣型指導要員によるOJTの実施【人員・人材】

\* 消防力はマンパワー。大阪府全域での人材育成により、消防職員のレベルアップが不可欠。派遣型指導要員を消防学校に配置し、現場での実施指導等を行う

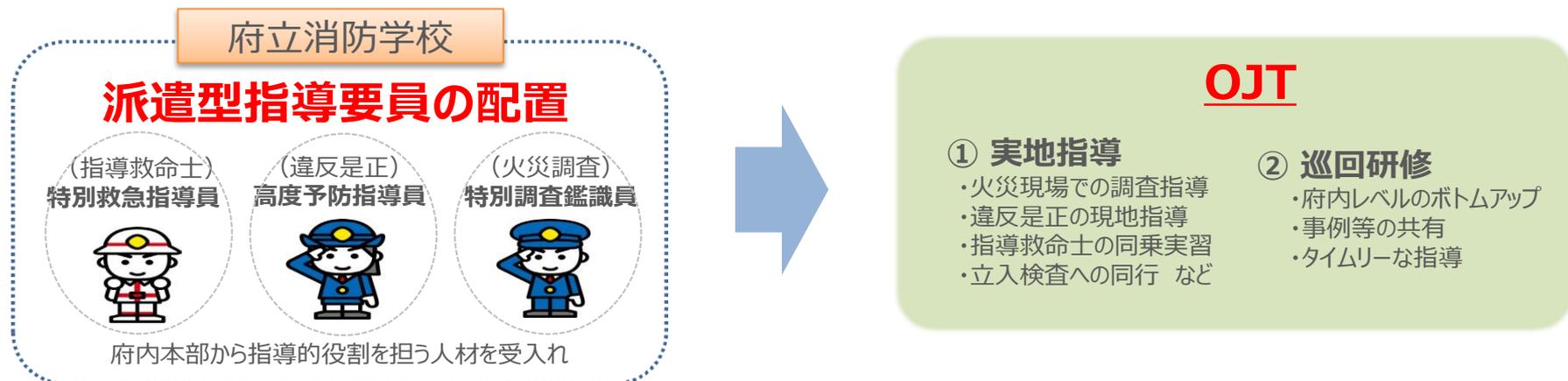
### 【事業内容】

#### ○派遣型指導要員の配置

- ア) 巡回指導：府内消防本部のレベルアップ／各種事例等の共有／タイムリーな指導
- イ) 実地指導：現場での調査指導／違反是正の現地指導／指導救命士の同乗実習／立入検査への同行

### 【取組の効果】

- 消防吏員の技術力向上（ノウハウの伝承、小規模消防本部等の消防吏員の技術力UP）  
⇒違反是正、立入調査の実施率向上などにより、火災の未然防止、被害拡大防止等に寄与
- 現場職員の充足による、消防体制の維持⇒研修参加期間の欠員がなくなり、OJTによる底上げが可能。



## 8 緊急消防援助隊大阪府大隊の活動支援体制の強化【大規模災害】

\* 大規模災害時に円滑な消防活動をするため、大阪府と消防機関による活動支援体制の強化が必要。  
大阪府が緊急消防援助隊の後方支援活動をサポートすることで、現場活動力をUP

### 【事業内容】

- 西日本を中心とした大規模災害等の際、緊急消防援助隊大阪府大隊として出動する際の大阪府と大阪府大隊との連携強化
  - ・府職員を後方支援本部（大阪市消防局）及び後方支援活動拠点（被災地）に派遣し、府大隊への各種支援を実施
  - ・フェリーなどの輸送手段の確保及び費用の一時的な立替え など

### 【取組の効果】

- 府の支援拡充による大阪府大隊の活動力強化
  - ・後方支援の充実により、最先端の現場で活動する消防職員の活動力がアップ  
⇒消防職員が現場活動に専念でき、効率的な救助活動が可能となり、より多くの人命救助に寄与
- 大阪府と大阪府大隊の連携による士気及び団結力がアップ

(案)

### 緊急消防援助隊大阪府大隊

大阪府

連絡調整

後方支援本部  
(大阪市消防局に設置)

府職員  
派遣

府職員は、  
・被災府県との連絡調整  
・現地の後方支援活動拠点からのリクエスト（物資等）への対応  
・隊員の輸送手段の確保（フェリーなど）等を行う

府も参画し  
現場活動を  
サポート

物資、資金の支援  
連絡調整

府職員  
派遣

被災地

後方支援活動拠点  
(緊要隊進出拠点)

災害の最前線には、  
現場のプロが救助に！

被災現場A

被災現場B

被災現場C

府職員は、後方支援活動拠点で、  
各種支援を行う（調整中）

※府職員の派遣手順や、後方支援本部及び後方支援活動拠点での業務範囲の明確化が必要  
※府職員派遣時の当座の活動資金を確保するため、小口支払基金保有限度額を拡大済み(10万円→100万円)

(参考) 他府県における緊急消防援助隊活動に対する支援状況

■ 京都府

熊本地震時、京都府がバスを借り上げし交代要員及び資器材の輸送を実施

輸送前に協議し、京都府の負担とした→熊本市及び市町村振興協会に交付申請

※京都府応援等実施計画及び後方支援活動要領を改正し、「輸送に関しては京都府が実施」と明記

■ 岡山県

① 広島市土砂災害時

第2次隊以降、状況により県職員を派遣している。

広島市の土砂災害時に、現地へ1名派遣（岡山市消防局のバスに同乗し、連絡調整係として派遣）

② 熊本地震時

災害発生後、岡山県がバスを借り上げし交代要員及び資器材の輸送を実施

→熊本市及び市町村振興協会に交付申請

※県の活動について応援等実施計画に記載なし

■ 三重県

東日本大震災時、三重県がトラック及びバスを借り上げし、交代要員及び資器材の輸送の準備

※県の活動について応援等実施計画に記載なし